

他都市の処分事例について

～ 同様の事例はありませんか？ ～

青森市 福祉部 指導監査課

令和7年度 介護サービス事業者等集団指導

■ 指定取消事例①

サービス種別	訪問介護
処分理由	<p>① 運営基準違反</p> <ul style="list-style-type: none">サービス提供の記録について、実際にサービス提供をしていないにもかかわらず、サービス当日に<u>勤務していない従業者の名前を利用</u>し、あたかもサービスが提供されたかのように<u>サービス提供の記録を偽造</u>した。 <p>② 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none">サービスを提供していないにもかかわらず、<u>サービス提供の記録を偽造</u>し、提供したかのように装い、介護給付費を不正に請求し、受領した。 <p>③ 虚偽答弁</p> <ul style="list-style-type: none">監査の聴き取りに対して、複数の従業者が、サービスを提供し、サービス提供の記録を作成していたと<u>虚偽の答弁</u>を行った。

■ 指定取消事例②

サービス種別	訪問介護
処分理由	<p>不正請求</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業所の実態が<u>届出していた住所ではなく</u>、法人が運営する<u>有料老人ホームにあり</u>、同ホームに居住する利用者に対してサービスを提供していたにもかかわらず、<u>同一建物減算を算定せず</u>、介護給付費を請求し受領した。・ 出勤簿において休日又は勤務時間外の訪問介護員がサービスを提供したとする<u>虚偽のサービス提供記録</u>を作成し、介護給付費を請求し受領した。・ 介護給付費の請求の根拠となる<u>サービス提供記録がなく</u>、又は、<u>具体的なサービスの内容等の記載がない</u>にもかかわらず、介護給付費を請求し受領した。・ 一人の利用者に対し、複数の訪問介護員が、同日同時間帯にサービスを提供したとする<u>虚偽のサービス提供記録</u>を作成し、介護給付費を請求し受領した。・ 一人の訪問介護員が、同日同時間帯に複数の利用者にサービスを提供したとする<u>虚偽のサービス提供記録</u>を作成し、介護給付費を請求し受領した。

■ 指定取消事例③

サービス種別	(介護予防) 訪問看護
処分理由	<p>① 人員基準違反</p> <ul style="list-style-type: none">指定開始日から令和6年7月末日まで、<u>法令上に規定する員数</u>の指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者を<u>配置していなかった</u>。 <p>② 虚偽の報告</p> <ul style="list-style-type: none">監査において、処分対象事業者に処分対象事業所に勤務する従業者の勤務の実績に関する書類の提出を求めたところ、事実と異なる<u>虚偽の報告</u>をした。 <p>③ 不正の手段による指定</p> <ul style="list-style-type: none">指定申請時点において、常勤で勤務の予定のない者を指定申請書及び添付書類に記載し、指定要件を満たしているかのように装い、市へ提出し、<u>不正の手段による指定を受けた</u>。

■ 指定取消事例④

サービス種別	(介護予防) 福祉用具貸与
処分理由	<p>① 不正の手段による指定</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中核となる業務を事業所の従業員により行わず、業務委託契約に基づく外部委託により行っていた。また、指定更新申請の際に、事業を主に行うのは本件事業者の従業者である旨の「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を提出し、指定更新を受けた。 <p>② 人員基準違反</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業者が届け出た、指定に係るサービスの<u>管理者は</u>、本件事業所には<u>常勤専従していなかった</u>ばかりでなく、所定の運営に関する基準に従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行うなどの<u>管理業務には一切従事していなかった</u>。

■ 指定取消事例④

サービス種別	(介護予防) 福祉用具貸与
処分理由	<p>③ 運営基準違反</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中核となる業務を本件事業所の<u>従業者により行わず</u>、そのうち利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の説明及び福祉用具の使用方法の説明等を、<u>外部委託により行っていた</u>。 <p>④ 虚偽報告</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第1回立入調査の際、法第76条第1項及び第115条の7第1項の規定に基づき福祉用具貸与計画書の提出を求めたところ、第2回立入調査までの間に、実際には計画書を作成していない従業員の氏名が計画作成者欄に追記された<u>虚偽の福祉用具貸与計画書</u>を提出した。・ 第2回立入調査の際、実際には事業所で勤務していない従業員の氏名を記載した<u>虚偽の勤務形態一覧表</u>を提出した。

■ 指定取消事例⑤

サービス種別	地域密着型通所介護
処分理由	<p>① 運営基準違反</p> <ul style="list-style-type: none">・ 指定申請のあった地域密着型通所介護にて入浴介助がされていなかった。・ 地域密着型通所介護計画を作成せずにサービス提供をしていた。・ サービス提供記録が不十分であった。・ 従業者の日々の勤務体制を明確にしていなかった。・ 管理者が業務の一元的管理を行っておらず、運営基準違反が存在していることを認識しながら、運営基準を遵守しなかった。 <p>② 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none">・ 指定申請のあった地域密着型通所介護事業所内で入浴させていないにも関わらず、入浴させているかのような記録を作成し、介護報酬を請求した。 <p>③ 虚偽答弁</p> <ul style="list-style-type: none">・ 管理者は、介護保険法第78条の7に基づく市町村の検査において、入浴場所について虚偽の回答を行ったり、発言を二転三転させたりするなど、監査の進行を妨げた。

■ 指定取消事例⑥

サービス種別	看護小規模多機能型居宅介護
処分理由	<p>人格尊重義務違反</p> <ul style="list-style-type: none">・ 令和5年12月9日に1名の高齢者に対して医師でないのに医行為を行った。高齢者の身体を故意に傷つける行為であり身体的虐待に該当する。・ 令和6年4月18日に1名の高齢者に対して医師でないのに医行為を行い、令和6年4月20日に同じ高齢者に対して医師でないのに医行為を行った。高齢者の身体を故意に傷つける行為であり身体的虐待に該当する。・ 虐待を行った従業者が、（当時）代表取締役であった。

■ 指定の一部効力の停止
 (新規受入停止 3か月) 事例①

サービス種別	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
処分理由	<p>① 人格尊重義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者に対して威圧的な態度をとったり、大声で怒鳴ったりした。 ・ 身体拘束適正化委員会において、緊急やむを得ない場合の要件を全て満たしていることの確認及び必要かつ十分な検討・手続を行わず、車いす利用中の入居者1名に腰ベルトを着用させた。 <p>② 虚偽報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画作成担当者（介護支援専門員）が出勤簿に押印しておらず、勤務日や勤務時間が不明確であるにもかかわらず、勤務状況一覧表に<u>勤務したかのよ</u> <u>うに記載</u>し、提出した。 ・ <u>実施していない</u>身体拘束適正化委員会の<u>議事録を作成</u>し、提出した。 <p>③ 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画作成担当者（介護支援専門員）の人員基準を満たしていないにもかかわらず、<u>減算せず</u>に介護報酬を請求した。 ・ <u>算定要件を満たしていない</u>にもかかわらず、サービス提供体制強化加算Ⅰを算定し、介護報酬を請求した。

■ 指定の一部効力の停止
(新規利用者受入停止及び報酬請求上限7割の制限 3か月) 事例②

サービス種別	通所介護
処分理由	<p>不正請求</p> <ul style="list-style-type: none">・ 個別機能訓練加算（Ⅰ）口の請求に当たり必要とされる機能訓練指導員の<u>人員基準を満たしていなかった</u>にもかかわらず、人員の欠如を知らず不正に介護報酬の請求を行い、受領した。・ 個別機能訓練加算（Ⅱ）の<u>算定要件を満たしていなかった</u>にもかかわらず、不正に介護報酬の請求を行い、受領した。

■ 指定の全部の効力の停止（12か月）事例①

サービス種別	居宅介護支援
処分理由	<p>不正請求</p> <ul style="list-style-type: none">・ 介護支援専門員兼管理者の介護支援専門員証の有効期間が失効している状態で運営を続け、<u>人員基準を満たさず適切な居宅介護支援を提供できない状態であった</u>にも関わらず、不正に居宅介護サービス計画費を請求し、受領した。・ 居宅サービス計画の作成及び担当者会議の開催による専門的意見の聴取並びに居宅を訪問しての利用者への面接及びモニタリング結果の記録について、未実施又は適切に実施されていないものが確認された。運営基準減算として、所定単位数の減算を行う必要があるにも関わらず、<u>減算を行うことなく</u>、不正に居宅介護サービス計画費を請求し、受領した。

■ 指定の全部の効力の停止（6か月）事例②

サービス種別	通所介護
処分理由	<p>不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴介助加算（I） 要件となっている<u>入浴介助に関わる職員への研修を実施していなかった</u>。また、サービス提供票に入浴介助の提供実績より<u>624件多く件数を計上</u>して算定を行っていた。 ・ 個別機能訓練加算（I）イ 要件となっている<u>個別機能訓練計画の作成及びモニタリング</u>（利用者の居宅訪問・生活状況の確認・利用者又は家族への説明・当該計画の見直し）<u>を実施していなかった</u>。また、サービス提供票に実際の機能訓練実績よりも<u>1,151件多く件数を計上</u>して算定を行っていた。 ・ 科学的介護推進体制加算 利用者ごとの基本的な情報を「科学的介護情報システム」（LIFE）を用いて厚生労働省に提出することが要件とされているにもかかわらず、<u>提出を行っていなかった</u>（188件）。

■ 指定の全部の効力の停止（3か月）事例③

サービス種別	訪問介護
処分理由	<p>不正請求</p> <ul style="list-style-type: none">令和元年11月から令和6年12月までの間、初回加算の算定にあたり、初回又は初回の指定訪問介護を行った日の属する月に訪問介護員等がサービス提供を行った際、サービス提供責任者が同行していない等、<u>要件に該当していない</u>にもかかわらず初回加算を算定し受領した。

■ 同一法人が運営する複数事業所の処分事例

■ (新規利用者受入停止及び介護報酬請求上限8割の制限 6か月) 事例

サービス種別	介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
処分理由	<p>① 人格尊重義務違反 (介護老人保健施設)</p> <ul style="list-style-type: none">適切な手続きなく、前方のテーブルと後方の壁で、椅子ごと入所者を挟み、立ち上がりによる転倒を防ぐため「<u>身体的拘束</u>」を行っていた。適切な手続きなく、自力で脱衣できないよう、コルセットや紐付きの上着を入所者に着用させ、ズボンの中に手を入れて便を触る行為を防ぐため「<u>身体的拘束</u>」を行っていた。適切な手続きなく、自力で離床等できないよう、入居者のベッドの四方を柵で囲む「<u>身体的拘束</u>」を行っていた。適切な手続きなく、ナースコールによる呼び出しが頻回であった入所者のナースコール設備を取り外す「<u>ネグレクト</u>」を行っていた。入所者に対し「死ね」や「うるさい」と暴言を発する「<u>心理的虐待</u>」を行っていた。 <p>③ 法令違反 (短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護)</p> <ul style="list-style-type: none">短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護と一体的に運営する介護老人保健施設において、<u>人格尊重義務違反</u>が行われた。